

平成 21 年度第 1 回石狩市地域包括支援センター運営協議会

開催日：平成 21 年 7 月 15 日（水）

場 所：石狩市総合保健福祉センター
りんくる 301・302 会議室

議事録

地域包括支援センターの運営について

介護予防支援について

事務局から資料 1（1 P から 5 P）「要支援者等の人数と予防支援計画についての状況の推移」について、「サービス事業者利用実績（平成 20 年 11～平成 21 年 5 月分）」について説明。

【承認事項】資料 1（1 P から 5 P）の各種報告について、協議会で承認を得た。

【質問・意見】なし

各センターへの相談状況等について

平成 20 年度の事業報告について

事務局から資料 1（6 P から 19 P）について説明。

【承認事項】資料 1（6 P から 19 P）の各種報告について、協議会で承認を得た。

【質問・意見】

- ・川治委員 平成 20 年度収支決算報告について、介護予防マネジメント収入とはどのようなものなのか？また、各収入の財源はどこなのか？そして支出項目の経費についてその内訳について聞きたい。

（事務局） 介護予防マネジメント収入は、ケアプラン作成に伴い発生する収入です。その一部は被保険者の保険料から賄われています。また、石狩市からの補助金は一般財源から捻出しているものです。支出項目の経費については、従業員の使用する車両の維持費や事務費がその内訳となっております。

- ・川治委員 石狩市直営の地域包括支援センターにおいては、市職員の昇給により、人件費が膨大になるのではないかと懸念があるのだが。

（事務局） 人件費については地域支援事業にその財源があるが、それには上限があり、それを越えた部分については一般財源から支出するものであります。

平成 21 年度の事業計画について

事務局から資料 1（20 P から 27 P）について説明。

【承認事項】資料 1（20 P から 27 P）の各種報告について、協議会で承認を得た。

【質問・意見】

- ・向井委員 要介護認定等の見直しに伴う経過措置の導入の実態は？
(事務局) 要介護認定の見直しによって、一次判定においては従来の判定に比べ、軽度の判定が出ていると思われます。ただし、本人、家族の希望によっては従来の介護度に戻すことができるといった経過措置の段階である今は、目立った混乱は見受けられません。
- ・向井委員 施設入所の場合、介護度は低いほうが利用者にとって有利な面がある一方、通所等のサービスを利用する場合にあたっては低い介護度が不利に働くといったある種のジレンマが存在するのも事実であり、認定方法についてこれからの動向が注目されるだろう。

平成 21 年 9 月 9 日 議事録確定

会長署名 橋本伸也

平成 21 年度第 2 回石狩市地域密着型サービス運営委員会

開催日：平成 21 年 7 月 15 日（水）

場 所：石狩市総合保健福祉センター

りんくる 301・302 会議室

議事録

地域密着型サービスの状況について

事務局から資料 2 (1P から 5P) 「地域密着型サービスの状況」及び「運営推進会議の開催状況」について説明。

【承認事項】資料 2 (1P から 5P) の各種報告について、委員会で承認を得た。

【質問・意見】なし

平成 21 年 9 月 9 日 議事録確定

会長署名 橋本伸也